

区長・自治会長さんにお渡しください

6 鳥対協第 2 号
令和 6 年（2024 年）7 月 23 日

区長・自治会長 各位

茅野市鳥獣被害対策協議会
会 長 今 井 敦
(公 印 省 略)

令和 6 年度 緩衝帯整備事業補助金の活用について（通知）

日頃から、市鳥獣被害対策にご理解ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、当会では、野生鳥獣による農林業被害を減少させるため、令和 6 年度事業として、広域防護柵の維持管理、野生鳥獣の住处、隠れ場所を減らすための地域住民等が行うヤブ払い等の作業に対し、補助金を交付します。

交付に当たってはいくつかの条件を満たす必要がありますが、地域が独自で負担してきた「作業日当」や「道具の購入費」等に充てることができますので、ぜひ、この機会に補助金をご活用ください。

手続き等の詳細につきましては、下記担当までお問合せください。

記

- 1 事業名 緩衝帯整備事業補助金（鳥獣被害対策事業）
- 2 内 容 広域防護柵沿いの地域住民等が行うヤブ払い等の支援
(1 ha 当たり 176,000 円を交付します。
下刈り、枝払い、ヤブ払いを行い、農地から山林の見通しが良くなることで、野生鳥獣が人を警戒し、農地に近づくことを抑制する効果があります。
- 3 実施期間 令和 6 年 7 月 23 日（火）～12 月 20 日（金）
- 4 実施条件 ①実施箇所は、広域防護柵沿いであり、農地付近であること。
②下刈り及び枝打ち（地上から 3 m 以下）、ヤブ払いを行うこと。
③防護柵に絡んだツルやツタを除去すること。
④同じ場所、同じ角度で実施前と実施後の写真及び作業中の写真を撮影し、実施した結果が明確にわかるようにすること。
⑤作業日当支払簿や作業当日の受付簿など、作業当日の参加者がわかる資料を用意しておくこと。
※防護柵沿いの作業道としての草刈りは、対象外です。

裏面へ

- 4 留意事項 予算に限りがありますので、本年度補助金の活用を希望する団体は、事前に事務局までご相談ください。
- 事前に補助の対象となる場所か立ち会いを行います。立ち会いのご協力をお願いします。
- 事後報告は、補助金の対象となりませんので、ご注意ください。

担 当	茅野市鳥獣被害対策協議会 (事務局:茅野市 農林課 鳥獣被害対策室) 担当: 藤森・ <u>岩下</u> TEL: 0266-72-2101 (内線 408) FAX: 0266-72-4255
--------	---